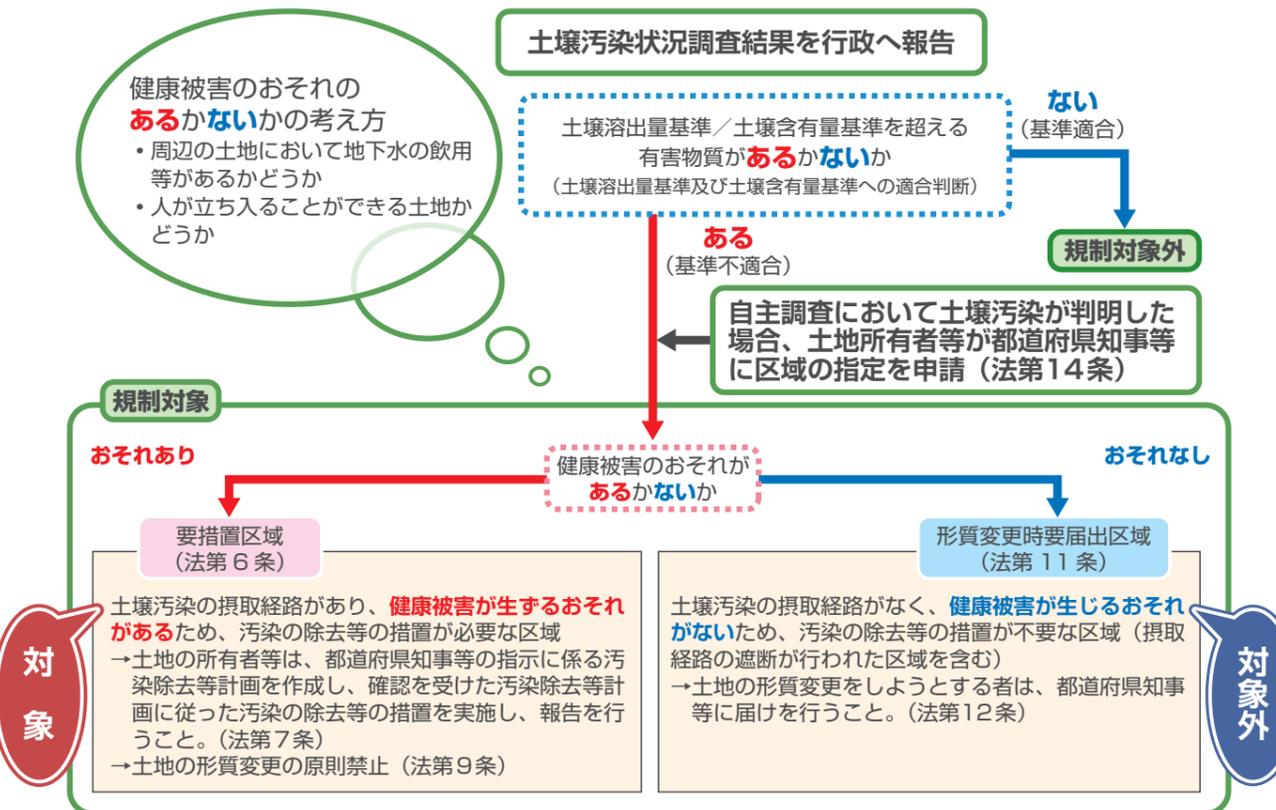


助成対象となる条件は？

次の3つの条件をすべて満たしていることが必要です。

1 「要措置区域」に指定された土地であること

土壤汚染状況調査で、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合、「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」に指定されます。助成対象は、その土地が「要措置区域」に指定され、汚染除去等計画の作成及び提出の指示が出されていることが必要です。



2 「汚染原因者が不明・不存在」であること

助成対象となる要件は、汚染原因者が不明または不存在であることです。汚染原因者が自ら工事主体となって土壤汚染対策措置を行う場合は助成の対象にはなりません。これは、汚染原因者に対して助成を行うことは汚染者負担の原則に反すると考えられるためです。また、汚染原因者である事業者等が存在する場合も助成の対象とはなりません。

- 不明：汚染原因者が判明しない場合
- 不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合

3 「費用負担能力が低い」こと

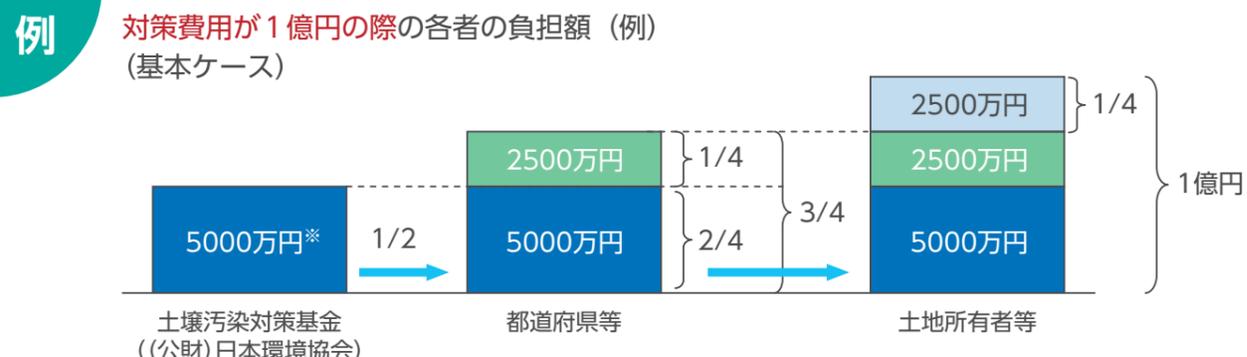
交付を受けようとする方の助成の条件は、「負担能力に関する基準の告示」(平成16年1月30日 環境省告示4号)によって下記のように定められています。

- 個人(事業を行う個人を除く)の場合
 - イ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (2千万円)
 - ロ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2 ÷ 3 + (2千万円)
 - ハ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2

※所得の額が2千万円以上でも、ロ、ハに該当する場合は助成の対象となります。また、イ～ハのいずれに該当するかで助成できる金額の上限が変わります。
- 事業を行う個人および法人の場合
(助成金を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産または元入金) < (3億円)

助成金額はどのくらい？

助成金額は土地所有者等の費用負担能力や都道府県等の助成額等に応じて決まります。



◆助成対象となる事業



※土地所有者等の所得の状況等により変わります。指示措置に要する経費の額が限度です。